

静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式の2019年度事前審査登録制度に関するQ & A（よくある質問）

申請前に、必ず最新の「記載要領」や本Q & Aの内容を御確認した後に、申請してください。（特に注意が必要な点は以下で赤字表記となっています。）

2019/3/15 静岡県建設技術監理センター

番号	申請区分	質問	回答
1 申請登録制度について			
(1)	共通（工事、建設関連業務）	なぜ、事前審査登録を行うのか？	評価項目の申請を、年度当初一括して受け付けて、事前に審査登録しておくことにより、重複して提出していた資料と事務量を縮減 評価項目の内容を、発注者と受注者で相互確認することにより、評価点登録に関するエラーを防止 登録される内容について登録時の連絡により、申請者は事前申請項目の登録内容を把握可能 以上のように、事務量及び提出書類の縮減、エラー防止をより一層進めるために、事前審査登録制度を導入します。
(2)		事前審査登録の申請を行わなかった場合、総合評価落札方式の入札への参加はできないか？	入札への参加は可能です。 ただし、申請して登録が完了しないと、2019年6月1日以降に公告する交通基盤部所管の総合評価落札方式の工事又は建設関連業務委託の入札において、事前審査登録申請書に記載の評価項目の、加点点評価がされません。
(3)		2019年度事前審査登録制度の、申請登録結果が適用される対象となる、工事又は建設関連業務委託は何か？	2019年6月1日以降に公告する静岡県交通基盤部所管の、県庁各課、各土木事務所、港湾・漁港関係事務所（局）、各農林事務所が発注する総合評価落札方式入札の工事又は建設関連業務委託です。 土木事務所の建築住宅課等が発注する営繕関係の工事又は建築関係委託は除きます。また、企業局、教育委員会、公安委員会が発注するもの、特定共同企業体工事は除きます。
(4)		総合評価落札方式とはどういうものか？	総合評価落札方式の概要については、工事については交通基盤部総合評価のホームページ「 http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-030/sougouhyouka/sh-index.html 」の「総合評価落札方式（工事）活用ガイドライン」、建設関連業務については「総合評価落札方式（建設関連業務）活用ガイドライン」等の内容を参考にしてください。
(5)	建設関連業務	静岡県の交通基盤部の建設関連業務の総合評価落札方式の入札の対象となる「土木関係建設コンサルタント業務」又は「地質調査業務」の入札参加資格を保有していない場合、申請しなくてよいか？	静岡県交通基盤部の総合評価落札方式の入札の対象となる左記業種を保有していない場合、申請を行わなくてかまいません。また、総合評価落札方式の入札に参加する意思がない場合にも、申請を行わなくてかまいません。
2 申請手続きについて			
(1)	共通（工事、建設関連業務）	インターネット上の「ふじのくに電子申請サービス」を利用するためのID・パスワードは、どうすればよいのか？	申請のために、「ふじのくに電子申請サービス」内で、利用者登録を行って、ID・パスワードを取得してください。インターネット環境下におけるパソコン上の作業で取得可能です。利用者区分は「法人」を選択して、ID・パスワードを取得してください。 （H28年度申請までの「しずおか電子申請サービス」のID・パスワードは使用できません。） なお、IDとパスワードは任意でかまいませんが、IDの登録情報としては、入札参加資格申請等で静岡県に提出している企業の「住所」「電話番号」「商号又は名称（団体法人名）」「代表者氏名」の情報が、電子申請サービスのIDの登録情報の住所等と整合しているか確認しますので、登録（IDの新規取得時や、変更登録時）や、手続き申請時の入力、正確に行ってください。 なお、県外企業で、県内支店又は営業所等に委任して、入札参加資格や電子入札利用者番号を取得している場合には、IDの情報や入力する情報は、委任先の情報としてください。
(2)	共通（工事、建設関連業務）	（参考QA）総合評価事前審査登録申請とは別の申請であるが、「静岡県の入札参加資格申請」の申請方法については、どう確認すればよいのか？	静岡県ホームページの「建設業のひろば」の「入札参加資格申請」のページをご確認ください。

(3)	自社の「静岡県電子入札の利用者登録番号」を忘れた等、わからない場合は、どうすればよいのか？	「最寄の土木事務所総務課（建設業班（契約窓口））又は静岡県交通基盤部建設業課に「利用者登録番号請求書」を持参して請求してください。県外業者の方は、静岡県交通基盤部建設業課（電話054-221-3059）にお問い合わせください。「利用者登録番号請求書」は、様式のダウンロードや提出方法の確認等は下記のページから行うことができます。 【 http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/contract/info/riyousyatouroku.html 】
(4)	申請の入力時に「静岡県電子入札の利用者登録番号」の入力を間違えた場合は、どうなるのか？	企業情報の確認ができないため、 申請の受理と審査を行いませんので、注意して入力してください 。不受理の場合その旨メール連絡します。 (市町の電子入札利用者登録番号等と間違えないよう、静岡県の電子入札利用者登録番号を入力してください)
(5)	「静岡県電子入札の利用者登録番号」を複数取得している場合には、「静岡県電子入札の利用者登録番号」ごとに、申請を行わなければならないのは、なぜか？	「静岡県電子入札の利用者登録番号」は業種等に応じて、認証がされて発行しているため、適切に登録をするために、取得している「静岡県電子入札の利用者登録番号」ごとに申請を行ってください。
(6)	「静岡県電子入札の利用者登録番号」を複数取得している場合に、「ふじのくに電子申請サービス」のID・パスワードは別々に取得しなければならないのか？	「静岡県電子入札の利用者登録番号」ごとに電子申請サービスのID・パスワードを別々に取得してください。その後、「静岡県電子入札の利用者登録番号」ごとに申請を別々に行ってください。 (なお、例えば、交通基盤部の総合評価落札方式による入札の際に加点評価がされなくてもかまわないとする場合は、片方の番号のみから申請して、もう一方の番号からは申請登録をしない(もう一方は加点評価されない)などでもかまいません。)
(7)	「静岡県電子入札の利用者登録番号」を取得しているが、電子申請でなく、紙申請をできるか？	「静岡県電子入札の利用者登録番号」を取得している場合は、紙申請はできませんので、電子申請を行ってください。
(8)	申請と登録の反映までの日程は、どのようになっているのか？	本ホームページ内、別添資料3「申請から登録までの日程参考資料」を参照してください。 申請の締切日は毎月20日 です。
(9)	電子申請サービスの、申請の「取下げ」、「修正」、「再申込み」の処理は、行ってよいのか？	申請の「取下げ」は可能です。取下げがされた申請については、その後の申請手続きで、取り扱いません。申請の「修正」は、申請後の20日の締切日までは、可能です。20日までに「修正」が行われた場合は、その申請内容に基づいて、その後の受理や審査等で扱われます。ただし、20日の締切日以降に、「修正」がされても、20日までの申請内容に基づいて、審査等が行われますので、21日以降には「修正」を行わないでください。申請の「再申込み」は、申請が重複されるため、行わないでください。
(10)	共通（工事、建設関連業務） 自社の申請した内容を、確認するためには、どうすればよいのか？	ふじのくに電子申請サービスのページ内の、「申込内容照会」申請の「詳細」により、申請内容を御確認ください。 （システムや画面操作方法についてわからない場合は、ふじのくに電子申請サービスコールセンター 0120-464-119にお問い合わせください）
(11)	4月20日締め申請の審査結果は、いつ頃連絡されるのか？ （重要）	4月20日締め申請については、申請と審査件数が多くあることが見込まれるため、5月21日～5月30日の間に、審査結果を連絡予定です。5月20日の締切日までに、審査結果を連絡することは困難と見込まれます。そのため、申請の添付書類の誤り等により、評価項目中に下方修正項目があることを連絡された場合には、その項目についての変更申請は、6月20日締め申請での修正になることが見込まれます。そのため、 申請を行う際には、ホームページ上の資料6「記載要領」、本「Q&A」の確認、資料13、14「チェックリスト」での添付書類のチェック等を行い、申請誤りがないように確認した後に、申請を行ってください。 なお、申請内容についての質問事項がある場合には、この資料の4に記載の「その他の質問について」にあるとおり、メールにより質問を行ってください。

	申請期限前（毎月20日以前）	
(12)	毎月20日の申請締切日以前に、申請書の入力内容又は添付書類の差し替えなど、申請の修正はできるのか？	申請内容を修正したい場合は、電子申請サービスの「申込内容照会」申請の「詳細」「修正」を行ってください。20日の締切日前に申請の修正が行われた場合、締切日時時点で修正された最新の申請のみが有効となり、審査登録対象となります。 (画面操作方法がわからない場合は、上記質問(10)参照)
	申請期限後（毎月21日以降）	
(13)	毎月21日以降（申請締切日以降）に、申請書の入力内容又は添付書類の差し替えなど、申請の修正はできるのか？	21日以降、20日（締切日）以前に行った申請の修正（添付書類の修正・追加等）をすることは、原則としてできません。
(14)	申請が不受理になった場合、どうなるのか？	再度、翌月の申請締切日（毎月20日締切）までに申請を行えますが、審査登録結果の反映までの時期が、その場合1か月遅れになります。
(15)	4月1日～20日以降の申請は受け付けていないのか？	4月21日以降でも、 <u>随時、追加申請を受け付けています。</u>
(16)	変更申請をした場合や、4月21日以降に追加申請をした場合の、登録結果の反映はいつになるのか？	・申請日が月内の20日以前の場合は、申請月の翌々月1日以降に公告するものから適用されます。 ・申請日が月内の21日以降の場合は、申請月の3か月後の1日以降に公告するものから適用されます。 (例えば、A社が5月21日に申請をして、B社が6月20日に申請をしても、両社の審査と登録結果の反映が行われる時期は、同一となります。)
(17)	申請登録結果はホームページで公開されるのか？	申請企業の登録結果は、確認のため総合評価落札方式事前審査登録制度のホームページ内で公開されます。
3 申請の評価項目、添付書類について		
(1)	共通（工事、建設関連業務） 申請にあたり「平成 年度」という表現はどういうものか？	例として、平成30年度とは「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(2018年4月1日から2019年3月31日)」のことを意味します。
(2)	前年度と同じ添付書類をつければ評価されるのか？	平成30年度と変更点がある評価項目があり、評価されないことがありますので、「記載要領」や「本Q&A」の内容を確認した後に、申請してください。
(3)	各評価項目に該当する根拠となる実績等が複数あるが、全て添付する必要があるのか？	各評価項目に該当する実績等を示す根拠書類は、いずれか一つずつの添付書類で該当することが確認できれば評価されます。 (例：ISOとエコアクションを複数取得している場合はいずれか一つの認証の書類、工事の表彰を2件受けている場合は1件分の書類があれば評価されます。なお、2件分の書類がついていても、かまいません。)
(4)	自社が、加点評価されない評価項目については、根拠書類を添付しなくてよいのか？	加点評価を申請しない評価項目の根拠書類は添付しなくても構いません。
(5)	事前審査登録申請書（工事：様式1、建設関連業務：様式1-2）については、印刷して手書きをするか、添付書類の一部として含めるなどの作業は、必要はあるのか？	事前審査登録申請書は、インターネットのふじのくに電子申請サービス内の手続で、画面内の内容に入力・申し込みをすれば、提出・申請が完了します。申請のために印刷して手書きをすることや、添付ファイル(PDF)の一部に含めることなどは、必要ありません。
(6)	申請書類に不備があった場合はどうなるのか？	各評価項目について必要な書類が添付されていない場合は、評価されません。 (なお、添付書類の不鮮明等により、建設技術監理センターから再度の書類の提出を求められ、指定の期日までに提出された場合は、その限りではありません。)

<p>(7)</p>	<p>各項目の評価項目について、申請に誤りがあった場合はどうなるのか？</p>	<p>各評価項目については、申請者からの申請内容を基本として公平に審査登録するため、申請内容の上方修正はできません。（例として、企業として優良工事表彰の実績が過去にあった場合にも、ふじのくに電子申請サービス内での申請時に、「表彰なし」と誤って申請した場合、表彰状と類推される書類が添付PDFに含まれていても、「表彰あり」と評価されません。） また、申請誤りがないかどうか申請内容を確認する方法については、本Q&Aの2（10）をご参照ください。</p>
<p>(8)</p>	<p>災害協定の締結の根拠資料はどのようなものを添付すればよいのか？</p>	<p>「静岡県との協定書の写し」（知事部局との協定に限る。企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定は対象外） 協会が締結している場合は、自らが協会内で協力者となっていることを示す「名簿」等の該当部分の写しを基本的に添付してください。 (協会が締結している場合は 及び 。企業が単独で締結している場合は のみ。) また、協定書の協定期間が延長されている場合には、延長に関する書類を添付する必要はありません。 災害協定書の写しとしては、協定書名称部分から静岡県及び協会の押印部分まで、添付するようにしてください。 また、名簿については、自社の企業名が記載されていることがわかる部分を添付してください。</p>
<p>(9)</p>	<p>災害協定の締結について、企業局との緊急時の申し合わせ事項や、市町の協定は、該当するのか？</p>	<p>企業局との協定や市町との協定等は、静岡県との災害協定の締結の評価対象として、該当しません。</p>
<p>(10)</p>	<p>ICT活用工事の施工実績とはどのようなものが評価されるのか？</p>	<p>評価の対象は、平成29年度又平成30年度に完成・引渡し完了した工事で、5つの施工プロセス（3次元起工測量、3次元施工用データの作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品）の全て又は一部を活用した実績がある場合に評価対象となります。具体的な内容については、記載要領備考欄に記載されていますので、参考にしてください。</p>
<p>(11)</p>	<p>ICT活用工事の施工実績を証明する根拠書類はどのようなものを添付すればよいのか？</p>	<p>発注者に提出した施工計画書や協議書等の、全ての施工プロセス又は一部の施工プロセスの活用実績が判別できる書類の写し及び当該工事が評価対象年度に完成したことを確認するため工事成績評定通知書の写しを添付してください。なお、施工計画書や協議書は、承諾又は受理等された押印のある表紙及び活用実績が判別できる該当部分の抜粋としてください。</p>
<p>(12)</p>	<p>工事について、災害協定の活動実績の根拠書類は、どのようなものを添付すればよいのか？</p>	<p>災害協定の活動実績では、静岡県の各土木事務所・農林事務所及び港湾・漁港関係事務所（局）のうち、実績のある発注機関を、電子申請手続きの画面上で全て選択して、申請してください。 また、添付資料としては、交通基盤部所管の、実績のある発注機関ごとに、実績の資料を提出してください。資料としては、出動要請書及び完了報告書（災害協定に基づき定められた様式によるもの）の写しを提出してください。完了報告書に土木事務所等の押印がなくてもかまいません。なお、完了報告書の添付が困難な理由がある場合等には、当該工事の完了を証明する評定結果通知書等を添付してもかまいません。 なお、訓練の実績や、建設関連業務に関する実績は、<u>災害協定の活動実績に該当しません。</u></p>
<p>(13)</p>	<p>建設関連業務について、災害協定の活動実績の根拠書類は、どのようなものを添付すればよいのか？</p>	<p>災害協定の活動実績では、静岡県との協定に基づく活動実績のうち、いずれか一つの実績の資料を提出してください。 活動実績の添付書類としては、業務実施要請書及び完了報告書（災害協定に基づき定められた様式によるもの）の写しを提出してください。完了報告書に土木事務所等の押印がなくてもかまいません。 なお、完了報告書の添付が困難な理由がある場合等には、当該業務の完了を証明する成績評定通知書等を添付してもかまいません。 なお、訓練の実績や、<u>工事に関する実績は、災害協定の活動実績に該当しません。</u></p>
<p>(14)</p>	<p>共通（工事、建設関連業務） 地域貢献活動の評価の対象となる活動はどのようなものか？</p>	<p>公共土木施設を対象とした活動、又は、一社一村しずおか運動の活動実績を評価します。 対象活動として、静岡県内における県管理施設に限らない、公共土木施設の美化活動や環境保全活動についての、実績を評価します。 注意例として、<u>協定の締結のみで、H30年度に実際の活動を行ったかどうか確認できない場合などには、評価されません。</u>また、<u>ボランティア活動といった曖昧な表現のみの活動実績、防犯・交通安全運動の活動実績は、評価されません。</u>なお、公共土木施設とは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する11施設（河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園）で、<u>林道・農業用水路・駅・神社・学校・病院などは含みません。</u>また、<u>自社による写真や報告のみではなく、活動実績を証明する根拠書類（自治会長や行政機関等の証明、記事等）が必要であり、根拠書類により判断ができない場合には、評価対象となりません。</u></p>

(15)	地域貢献活動の例はどのようなものか？	<p>例1．自発的な取組みにより河川の美化活動（清掃、除草）を行った。 活動実績として評価されます。</p> <p>例2．建設業者が主体となって設立したNPO法人等が主催する道路の美化活動に、企業として参加した。 活動実績として評価されます。</p> <p>例3．地元自治会・町内会の要請に基づき、会社が自発的に河川の美化活動を実施した。 活動実績として評価されます。</p> <p>例4．小学校で土木関係のイベントを実施した、又は、小学校の遊具を補修した。 評価対象となりません。</p> <p>例5．港内や河川で魚の放流をした。 評価対象となりません。</p> <p>例6．一部の地元住民のみ使用する公共土木施設以外の施設（公民館等）の美化活動を実施した。 評価対象となりません。</p> <p>公共土木施設の美化・環境保全に寄与したことが、添付書類により判断ができないものは、評価されません。</p>
(16)	工事 災害対応に関する実動訓練活動実績の「実動訓練」とはどのようなものを指すか？	建設業が所有する建設用機械（バックホウ、ダンプトラック等）や建設用器具（発動発電機、土嚢、水中ポンプ、溶接機等）または建設業としての知識技能等を活用し、屋内外で人や物を動かして行う訓練を「実動訓練」とします。 なお、屋内での訓練とは、体育館や会議室等での「実動訓練」を示します。
(17)	災害対応に関する実動訓練活動実績として評価される訓練とは具体的にどのような訓練か？ (2018/10/15一部追記)	<p>県内の行政機関（国、県、市町）が昨年度に開催した災害対応に関する実動訓練において、企業毎に複数名以上が訓練に参加し、かつ第三者（下記項目参照）による証明書により実施が確認できた場合に評価します。</p> <p>なお、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、呼び出し参集訓練、机上訓練、情報伝達訓練、会議、勉強会、研修、打合せ、訓練見学、視察、パトロール等は災害対応に関する実動訓練の対象外です。</p> <p>自治会が独自（行政機関から開催依頼等が無い）に開催する防災訓練は対象外です。</p> <p>訓練の評価事例については本紙の巻末5に記載の「災害対応に関する実動訓練の評価例」を確認して下さい。</p>
(18)	災害対応に関する実動訓練活動実績は、1つの訓練に複数人以上が参加しないと評価の対象とならないのか？ (2018/10/15追記)	1つの訓練への参加者は1名でも、複数の訓練へ参加することで会社として複数名以上の訓練参加が確認できれば評価の対象となります。
(19)	災害対応に関する実動訓練活動実績として活動実績を証明する書類とはどのようなものか？	<p>証明書の書式例をホームページ上で資料11『添付書類例（工事）』に掲載しています。 参考にしてください。</p> <p>証明書には、開催者・訓練の内容・開催時期・開催場所・参加人数・参加した会社名を記載し、必要に応じて説明資料や写真等を添付してください。</p> <p>上記内容が漏れなく記載されていれば、証明書の代わりに新聞記事又は地域情報紙等の写しによる証明でも構いません。</p> <p>証明書には、活動実績を証明する第三者の証明（行政機関、建設業協会等やNPO又は自治会等の団体組織、若しくはその代表者の記名押印による証明）が必要であり、証明書等により適否の判断ができない場合には評価対象となりません。</p> <p>証明書等とは＝証明書、新聞記事、地域情報誌等、補足する説明資料や写真など全てを含む</p>
(20)	災害対応に関する実動訓練活動実績の証明書類として、主催者が発行した『CPDS証明書』や『受講証明書』の写しを提出してもよいのか？ (2018/10/15追記)	<p>証明書等には開催者・訓練の内容・開催時期・開催場所・参加人数・参加した会社名の記載を要します。</p> <p>『CPDS証明書』や『受講証明書』では、訓練の内容や参加者の所属会社等が未記載の場合が多いため、未記載部分を証明する別途資料を合わせて添付してください。</p>
(21)	評価項目の「道路小規模修繕」等業務委託の受注実績に、砂防の小規模修繕業務委託は該当するか？	2019年度申請から、評価対象となります。

(22)		成績評定点一覧表に記載する工事はどのようなものか？	工事については、平成28年度から平成30年度に完成した静岡県交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、文化・観光部、経済産業部又は企業局が発注した工事（29業種）で、当初契約金額500万円以上の工事が対象です。また、成績評定通知書の業種に「その他建設」と記載されている工事は、記載や添付をする必要はありません。
(23)	建設関連業務	成績評定点一覧表に記載する建設関連業務はどのようなものか？	建設関連業務については、平成28年度から平成30年度に完成した静岡県交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、文化・観光部、経済産業部又は企業局が発注した業務（土木関係建設コンサルタント又は地質調査業務）で、当初契約金額100万円以上の業務が対象です。また、成績評定通知書の業種に「その他コンサルタント」「測量」と記載されている業務は、記載や添付をする必要はありません。「測量」業務は原則として総評価落札方式で発注されないため、本審査登録制度の対象外です。
(24)	共通（工事、建設関連業務）	成績評定点一覧表はどのように利用するのか？ （2018/10/15語句訂正）	エクセルの成績評定点一覧表は、県所有の成績評定点一覧表と相互比較し、評定点登録の際に確認用として、エラーを防止するために利用します。また、エクセルの成績評定点一覧表で算出した業種毎の平均点（少数第2位切り捨て、小数第1位まで算出）を、自社の業種毎の平均点として申請（申請画面では何点台まで）してください。また、成績評定点一覧表はPDF形式に変換して、添付書類の一つとして添付してください。
(25)		工事又は建設関連業務の成績評定通知書の添付は1枚目のみでよいのか？	成績評定通知書の鑑の1枚のみで構いません。2枚目の項目別評定点は添付する必要はありません。
(26)		工事又は建設関連業務の成績評定通知書に「発注業種」は記載されているのか？	成績評定通知書に記載されている業種としてください。（また、成績評定通知書の「建設コンサルタント」は「土木関係建設コンサルタント」と同義です。）
(27)		行った工事又は建設関連業務の成績評定通知書を紛失した場合、どうすればよいのか？	基本的に発注機関への問い合わせにより取得して、根拠書類として添付してください。また、申請点について誤りがある場合には、下方修正した登録となることがありますので、注意して申請してください。なお、申請点と県所有の評定点で相違があった場合に、根拠資料として、添付された成績評定通知書の写しを、確認のために使用します。そのため、発注機関の縦覧資料を閲覧して確認する等を行い、申請点が県所有の評定点と相違がなく正しく行なわれた場合には、成績評定通知書の添付がなくても影響はありませんが、成績評定通知書が添付されておらず県所有の評定点と相違があった場合には、申請点通りの加点点評価はされません。
(28)		成績評定点一覧表の記入について、完成した年月日として、何の日付を基準日として記入すればよいのか？	工事、建設関連業務とも、成績評定通知書に記載されている「検査年月日」を基準日として、記入してください。（例として、平成30年度完成工事とは、平成30年度中に「検査年月日」が存在する工事が、該当します。）
(29)	建設関連業務	優良業務委託表彰の有無は、どのように評価されるのか？	「地質・土質調査業務部門」「設計業務部門」「調査・点検等業務部門」「農業農村整備等業務部門」の委託表彰4部門のいずれかで表彰があり、かつ、表彰された業務の業種が「建設コンサルタント」または「地質調査」の場合に限り、表彰された業務と同業種の総合評価落札方式による発注業務に対し評価加点します。詳しくは、県ホームページ掲載の「総合評価落札方式（建設関連業務）活用ガイドライン」にて確認して下さい。
(30)		優良業務委託表彰の「測量・用地調査等業務部門」の表彰実績や、表彰された業務の業種が「測量」の場合等は、評価加点されないのか？	評価加点されません。総合評価落札方式での発注業務が「土木関係建設コンサルタント業務」または「地質調査業務」に限られているためです。
(31)		2か年連続で表彰された場合や、同業種にて同年度で2部門表彰した場合、評価は変わるのか？	評価は変わりません。評価の内容は、「評価なし」「建設コンサルタント業務に評価加点あり」「地質調査業務に評価加点あり」「建設コンサルタント業務及び地質調査業務に評価加点あり」のいずれかです。

(32)	工事	障害者雇用企業、次世代育成支援企業の認定とは、どのようなものか？	下記ページをインターネットより参照してください。 ・障害者雇用企業登録制度について 【 http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220/syougai1/yuguseido.html 】 ・次世代育成企業認証制度について 【 http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/jisedai-kigyuu.html 】 制度内容、申請や登録・認証方法については、各制度の担当窓口にお問い合わせください。 なお、参考として県内に本店、支店、営業所があること等が条件とされていますが、上記から御確認ください。
(33)		建設機械の保有で評価されるのは、どのようなものか？	建設業法の経営事項審査の評価対象となる6機種を、平成31年3月31日時点で自社所有又は長期リースにより、3台以上保有している場合に評価します。(平成28年度申請から、ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、大型ダンプ車又はモーターグレーダーが評価されています。) ・平成30年度の経営規模等評価結果通知書で所有が判別できない場合には、3台分以上の所有を証明する、経営事項審査における同等の根拠書類(売買契約書、譲渡証明書、販売証明書等)及び、ショベル系掘削機等では平成30年度が検査年月日の特定自主検査記録表、大型ダンプでは平成31年3月31日時点で有効期間内の自動車検査証、移動式クレーンでは平成31年3月31日時点で有効期間内の移動式クレーン検査証を、添付してください。
(34)		雇用実績で、平成31年4月1日(2019年4月1日)以降の雇用は、評価されないのか？	雇用後一定の期間が必要であるため、2019年度(平成31年度)申請では、評価対象に該当しません。
(35)	共通 (工事、建設関連業務)	企業が合併や委任を行っている場合の実績は評価されるのか？	合併前(後)の企業の実績、委任元(先)の同一企業の実績でも、各評価項目の評価基準を満たしている場合には、原則評価されます。 また、工事又は建設関連業務の成績評定点の実績については、業種別に電子入札利用者登録番号ごとに申請してください。 なお、企業の再編に伴う工事実績について、「企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書」が提出されていない場合等、適正な手続きが行われていない場合には、実績として評価されません。
(36)		年度途中で、ISO又はエコアクションの認証書、障害者雇用企業審査結果通知書、次世代育成支援企業認証書などが、更新日を迎えた場合、総合評価事前登録の変更申請をしなければならないのか？	「資料3記載要領」に記載されていますが、それらの認証は、平成31年3月31日時点で有効な認証があるかどうかを、2020年5月31日まで評価します。年度途中で更新があったかどうかは、評価対象ではありませんので、変更申請の手続きを行う必要はありません。申請を行う際には、平成31年3月31日時点で有効なことがわかる根拠書類を添付してください。
(37)		2019年度(平成31年度)に、新たに優良工事表彰を受賞したら、変更申請を行った方がよいのか？	評価対象となるのは、平成29年度又は平成30年度に受けた、優良工事の表彰です。2019年度(平成31年度)に受ける表彰(平成30年度以前に完成した工事の表彰)は、評価の対象外ですので、変更申請を行う必要はありません。
4 その他の質問について			
(1)	共通 (工事、建設関連業務)	その他の質問は、どうすればよいのか？	電話での口頭による回答はできませんので、 下記問い合わせ先に、メールによりお問い合わせください。 メール問い合わせ先(建設技術監理センター宛)： maetourouku@pref.shizuoka.lg.jp

5 その他資料

(1)	工事	災害対応に関する実動訓練の評価例 (1/3)
-----	----	------------------------

訓練種類	内 容	評価適否	適否理由
山静神 土木部局 相互応援	山梨、静岡、神奈川県が災害時に物資の提供等の行う相互応援		
	緊急物資荷さばき業務訓練(港湾)		
	緊急物資輸送訓練(海上運搬)作業船		
	緊急物資輸送訓練(陸上運搬)車両		
大雪時 車両移動 訓練	大雪時に道路上の除雪、車両移動を行う。県から受注業者へ業務委託されている雪氷対策業務委託の中で実施。		
	タイヤチェーン装着訓練	×	雪氷対策業務委託で実施する業務であり訓練では無い
	看板設置訓練	×	雪氷対策業務委託で実施する業務であり訓練では無い
家畜伝染病 (鳥インフルエンザ ・口蹄疫)	家畜伝染病発生時に殺処分後の埋却作業等をおこなう		
	家畜伝染病防疫訓練	×	訓練の詳細記載が無い
	家畜伝染病防疫訓練(見学)	×	見学は対象外
	家畜伝染病防疫訓練(防護服着用)	×	着用後の実動訓練が確認できない
	家畜伝染病防疫訓練(殺処分、焼却処分訓練)	×	殺処分や焼却処分には建設業は対応しない。よって訓練の詳細記載が無い。
	家畜伝染病防疫訓練(埋却訓練など詳細な訓練内容記載有り)		
	家畜伝染病農場現地確認		

工事 災害対応に関する実動訓練の評価例 (2/3)

訓練種類	内容	評価適否	適否理由
道路啓開			
災害時に道路上の瓦礫、放置車両等の除去を行う			
道路啓開訓練		×	訓練の詳細記載が無い
道路啓開実動訓練(事前準備として土砂搬入)			
道路啓開実動訓練(搬送経路を現地確認)			
道路啓開実動訓練(滞留車両移動)			
道路啓開実動訓練(救助訓練)			
総合防災訓練			
災害時に救出、瓦礫除去、消火、資材等運搬など総合的活動を統一した指揮系統のもとに行う			
防災訓練		×	訓練の詳細記載が無い
防災訓練(参集訓練、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練)		×	参集訓練、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練は対象外
防災訓練(オブザーバー、視察)		×	視察は対象外
防災訓練(発電機稼働)		×	発電機を活用した実動訓練が確認できない
防災訓練(テント設営)		×	テント設置後の実動訓練が確認できない
防災訓練(発電機稼働による信号機作動)			(2018/10/15追加)
防災訓練(救助訓練)			
防災訓練(資材を車両運搬)			
災害対策車両操作訓練(排水ポンプ、照明車)			
パトロール			
危険箇所の確認など点検巡視する			
工事現場の安全パトロール		×	労働災害防止が目的の安全パトロールは対象外
公共土木施設のパトロール、点検巡視		×	パトロールは対象外
公共土木施設のパトロール事前訓練、事前準備		×	パトロールにともなう事前訓練や事前準備はパトロール業務に含む

工事

災害対応に関する実動訓練の評価例 (3/3)

訓練種類	内容	評価適否	適否理由
他の訓練	ただし行政機関が開催した訓練での実動訓練に限る		
	非常用電源接続訓練、発動発電機動作訓練	×	発電機等を活用した実動訓練が確認できない
	堤防保護訓練(シート張り、木流し等による水防対策)		
	冠水対応バリケード設置訓練		
	風倒木の除去訓練、土砂撤去訓練		
	土嚢締切訓練		
情報収集・伝達	情報収集や情報伝達を主目的とした訓練		
	出動要請・応諾訓練(情報の送受信)	×	情報伝達訓練は対象外
	情報伝達訓練(現地で無線使用)	×	情報伝達訓練は対象外
	災害情報システム操作訓練	×	情報システム機器の操作は対象外
机上訓練	仮想状況下における対応シミュレーション		
	防災訓練(運営訓練)、家畜伝染病防疫訓練(運営訓練)	×	机上訓練は対象外
	地震対策オペレーション(大規模図上訓練)	×	机上訓練は対象外
	富士山火山防災対策図上訓練	×	机上訓練は対象外
	リエゾン(連絡幹部)派遣	×	机上訓練は対象外